(趣旨)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合職員定数条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第5号。以下「条例」という。)第4の規定により定数外とすることができる職員について必要な事項を定めるものとする。

(定数外職員の上限数)

第2条 条例第4条第3号に規定する定数外職員の平成20年度から平成29年度までにおける各年度の上限は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 別表

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
上限数	5	4	3	7	11	6	1	4	7